

別 紙

改正後	現行												
医療提供体制施設整備交付金交付要綱	医療提供体制施設整備交付金交付要綱												
1～3 (略) (交付対象事業)	1～3 (略) (交付対象事業)												
4 (1)～(28) (略)	4 (1)～(28) (略)												
<u>(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</u> <u>平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知</u> <u>「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点病</u> <u>院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</u>	<u>(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業</u> <u>平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知</u> <u>「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点歯科</u> <u>診療所施設整備事業</u>												
(30)～(31) (略)	(30)～(31) (略)												
5～7 (略) (交付金の配分方法)	5～7 (略) (交付金の配分方法)												
8 (1) (略)	8 (1) (略)												
(2) (略)	(2) (略)												
別表1	別表1												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業分類</th> <th style="text-align: center;">2 事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td> <td>(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診</u> <u>療所施設整備事業</u> (30) (略)</td> </tr> <tr> <td>B～C (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診</u> <u>療所施設整備事業</u> (30) (略)	B～C (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">1 事業分類</th> <th style="text-align: center;">2 事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td> <td>(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事</u> <u>業</u> (30) (略)</td> </tr> <tr> <td>B～C (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事</u> <u>業</u> (30) (略)	B～C (略)	(略)
1 事業分類	2 事業区分												
A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診</u> <u>療所施設整備事業</u> (30) (略)												
B～C (略)	(略)												
1 事業分類	2 事業区分												
A 医療計画等の推進に関する事業	(1)～(20) (略) <u>(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事</u> <u>業</u> (30) (略)												
B～C (略)	(略)												
別表2	別表2												

別 紙

改正後			現行		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2)	(略)	(略)	(1)、(2)	(略)	(略)
(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>58,044</u> 千円	(略)	(3)救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート1 <u>か所</u> 当たり <u>53,695</u> 千円	(略)
(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>203,284</u> 千円	(略)	(4)ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫1 <u>か所</u> 当たり <u>188,052</u> 千円	(略)
	給油施設 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>128,021</u> 千円	(略)		給油施設1 <u>か所</u> あたり <u>118,428</u> 千円	(略)
	融雪施設 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>128,021</u> 千円	(略)		融雪施設1 <u>か所</u> あたり <u>118,428</u> 千円	(略)
(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(5)救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>92,489</u> 千円	(略)		ヘリポート1 <u>か所</u> 当たり <u>85,559</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)		補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円	(略)
(6)～(7) (略)	(略)	(略)	(6)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 小児集中治療室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 <u>1医療機関当たり</u> 20 m ² × 小児集中治療室病床数	(略)	(8) 小児集中治療室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 <u>1か所あたり</u> 20 m ² × 小児集中治療室病床数	(略)
(9)～(12) (略)	(略)	(略)	(9)～(12) (略)	(略)	(略)
(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)	(略)	(13) 医療施設近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1) 精神病棟 (略) (2) 結核病棟改修等整備事業 (略)	(略)

別 紙

改正後		現行	
	<p>(3) 診療所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>4,616</u> 千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室</p> <p>1 <u>医療機関</u> 当たり 40 m²</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>13,493</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>26,989</u> 千円とする。</p>		<p>(3) 診療所</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所</p> <p>1床当たり <u>4,270</u> 千円</p> <p>×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室</p> <p>1 <u>施設</u> 当たり 40 m²</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室1か所当たり</p> <p><u>12,482</u> 千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>24,967</u> 千円とする。</p>

別 紙

改正後		現行		
	<p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>4,767</u> 千円</p> <p>改築 <u>5,720</u> 千円</p> <p>改修 <u>2,384</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>		<p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価)</p> <p>新築 <u>4,410</u> 千円</p> <p>改築 <u>5,291</u> 千円</p> <p>改修 <u>2,205</u> 千円</p> <p>イ (略)</p>	

別 紙

改正後			現行		
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円	(略)	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円	(略)
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円			(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	
	備蓄倉庫 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>190,007</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 <u>か所</u> 当たり <u>175,770</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>174,094</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 <u>か所</u> 当たり <u>161,049</u> 千円	(略)
	受水槽 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>160,434</u> 千円	(略)		受水槽 1 <u>か所</u> 当たり <u>148,413</u> 千円	(略)
	研修部門 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>146,161</u> 千円	(略)		研修部門 1 <u>か所</u> 当たり <u>135,209</u> 千円	(略)
ヘリポート	(略)	ヘリポート 1 <u>か所</u> 当たり	(略)		

別 紙

改正後			現行		
	1 <u>医療機関</u> 当たり <u>171,356</u> 千円			<u>158,516</u> 千円	
	給水設備 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>75,443</u> 千円	(略)		給水設備 1 <u>か所</u> 当たり <u>69,790</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>34,791</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 <u>か所</u> 当たり <u>32,184</u> 千円	(略)
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円	(略)	(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	(略)
	備蓄倉庫 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>53,594</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 <u>か所</u> 当たり <u>49,578</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 <u>医療機関</u> 当たり	(略)		非常用自家発電設備 1 <u>か所</u> 当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p><u>174,094</u> 千円</p> <p>受水槽</p> <p>1 <u>医療機関</u> 当たり</p> <p><u>160,434</u> 千円</p> <p>ヘリポート</p> <p>1 <u>医療機関</u> 当たり</p> <p><u>92,489</u> 千円</p> <p>給水設備</p> <p>1 <u>医療機関</u> 当たり</p> <p><u>75,443</u> 千円</p> <p>燃料タンク</p> <p>1 <u>医療機関</u> 当たり</p> <p><u>34,791</u> 千円</p>	(略)		<p><u>161,049</u> 千円</p> <p>受水槽 1 <u>か所</u> 当たり</p> <p><u>148,413</u> 千円</p> <p>ヘリポート 1 <u>か所</u> 当たり</p> <p><u>85,559</u> 千円</p> <p>給水設備 1 <u>か所</u> 当たり</p> <p><u>69,790</u> 千円</p> <p>燃料タンク 1 <u>か所</u> 当たり</p> <p><u>32,184</u> 千円</p>	(略)
(16) 災害拠点精 神科病院施設 整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × <u>51,300</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m² × <u>243,800</u> 円</p>	(略)	(16) 災害拠点精 神科病院施設 整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m² × <u>47,500</u> 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m² × <u>225,500</u> 円</p>	(略)

別 紙

改正後			現行		
	非常用自家発電設備 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>174,094</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 <u>か所</u> 当たり <u>161,049</u> 千円	(略)
	受水槽 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>160,434</u> 千円	(略)		受水槽 1 <u>か所</u> 当たり <u>148,413</u> 千円	(略)
	給水設備 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>75,443</u> 千円	(略)		給水設備 1 <u>か所</u> 当たり <u>69,790</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>34,791</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 <u>か所</u> 当たり <u>32,184</u> 千円	(略)
(17)	(略)	(略)	(17)	(略)	(略)
(18) 特殊病室施設整備事業	1 室当たり <u>79,531</u> 千円	(略)	(18) 特殊病室施設整備事業	1 室当たり <u>73,572</u> 千円	(略)
(19)、(20) (略)	(略)	(略)	(19)、(20) (略)	(略)	(略)
(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。)	(略)	(21) 特定地域病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<p>基準面積</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟</p> <p>既存病床数×30%×13.88 ㎡×<u>51,300</u>円</p> <p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 ㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×<u>51,300</u>円</p>			<p>基準面積</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補強の場合</p> <p>ア 病棟</p> <p>既存病床数×30%×13.88 ㎡×<u>47,500</u>円</p> <p>(ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88 ㎡を差引いた面積を限度とする。)</p> <p>イ 診療棟</p> <p>当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×<u>47,500</u>円</p>	
(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>40,485</u> 千円	(略)	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>37,451</u> 千円	(略)
(23) 医療施設等	病院の場合	(略)	(23) 医療施設等	病院の場合	(略)

別 紙

改正後			現行		
耐震整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>51,300</u> 円		耐震整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>47,500</u> 円	
	(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4未満の建物を有する第二次救急 医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3未満の建物を有する病院（第二 次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m ² × <u>243,800</u> 円			(2) ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4未満の建物を有する第二次救急 医療施設等 イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3未満の建物を有する病院（第二 次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 m ² × <u>225,500</u> 円	
	看護師等養成所の場合 (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>39,200</u> 円 (2)耐震構造指標である Is 値が0.3未 満のもの 基準面積 2,300 m ² × <u>186,300</u> 円	(略)		看護師等養成所の場合 (1)補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>36,300</u> 円 (2)耐震構造指標である Is 値が0.3未 満のもの 基準面積 2,300 m ² × <u>172,300</u> 円	(略)
平成7年に施行された地震防災対策	(略)	平成7年に施行された地震防災対策	(略)		

別 紙

改正後			現行		
	<p>特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>51,300</u>円</p>			<p>特別措置法（平成7年法律第1111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合</p> <p>補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積</p> <p>2,300 m²×<u>47,500</u>円</p>	
(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)
	<u>1,104,643</u> 千円			<u>1,021,871</u> 千円	
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)		病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)
	<u>115,189</u> 千円			<u>106,558</u> 千円	
	救急告示病院	(略)		救急告示病院	(略)
	<u>115,189</u> 千円			<u>106,558</u> 千円	
	在宅当番医制病院	(略)		在宅当番医制病院	(略)
	<u>115,189</u> 千円			<u>106,558</u> 千円	
	在宅当番医制診療所	(略)		在宅当番医制診療所	(略)
	<u>18,872</u> 千円			<u>17,458</u> 千円	

別 紙

改正後			現行		
	在宅当番医制歯科診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)		在宅当番医制歯科診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)
	休日夜間急患センター <u>18,872</u> 千円	(略)		休日夜間急患センター <u>17,458</u> 千円	(略)
	休日等歯科診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)		休日等歯科診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)
	時間外診療実施診療所 <u>18,872</u> 千円	(略)		時間外診療実施診療所 <u>17,458</u> 千円	(略)
	基幹災害拠点病院 <u>972,744</u> 千円	(略)		基幹災害拠点病院 <u>899,856</u> 千円	(略)
	地域災害拠点病院 <u>642,661</u> 千円	(略)		地域災害拠点病院 <u>594,506</u> 千円	(略)
	周産期母子医療センター <u>119,642</u> 千円	(略)		周産期母子医療センター <u>110,677</u> 千円	(略)
	小児救急医療拠点病院 <u>40,439</u> 千円	(略)		小児救急医療拠点病院 <u>37,409</u> 千円	(略)
	在宅医療実施病院 <u>115,189</u> 千円	(略)		在宅医療実施病院 <u>106,558</u> 千円	(略)
	在宅医療実施診療所 (略)	(略)		在宅医療実施診療所 (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>18,872</u> 千円			<u>17,458</u> 千円	
	在宅医療実施歯科診療所	(略)		在宅医療実施歯科診療所	(略)
	<u>18,872</u> 千円			<u>17,458</u> 千円	
	がん医療実施診療所	(略)		がん医療実施診療所	(略)
	<u>18,872</u> 千円			<u>17,458</u> 千円	
	脳卒中医療実施病院	(略)		脳卒中医療実施病院	(略)
	<u>115,189</u> 千円			<u>106,558</u> 千円	
	精神科病院	(略)		精神科病院	(略)
	<u>115,189</u> 千円			<u>106,558</u> 千円	
	精神科救急医療センター	(略)		精神科救急医療センター	(略)
	<u>1,104,643</u> 千円			<u>1,021,871</u> 千円	
	助産所	(略)		助産所	(略)
	<u>18,872</u> 千円			<u>17,458</u> 千円	
(25) アスベスト 除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>54,100</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)	(25) アスベスト 除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>50,000</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	(略)
(26)	(略)	(略)	(26)	(略)	(略)
(27) 地球温暖 化対策施設整 備事業	1 <u>医療機関</u> 当たり <u>104,518</u> 千円		(27) 地球温暖 化対策施設整 備事業	1 <u>か所</u> あたり <u>96,686</u> 千円	

別 紙

改正後			現行		
(28)	(略)	(略)	(28)	(略)	(略)
<u>(29) 地域拠点 病院・地域 拠点歯科診 療所施設整 備事業</u>	(略)	<u>地域拠点病 院・地域拠点歯 科診療所</u> とし て必要な次の 各部門の新築、 増改築及び改 修に要する工 事費又は工事 請負費 診察室、技工 室、エックス線 室、事務室、待 合室、便所、玄 関、廊下、暖冷 房、附属設備 等	<u>(29) 地域拠点 歯科診療所 施設整備事 業</u>	(略)	<u>地域拠点歯 科診療所</u> とし て必要な次の 各部門の新築、 増改築及び改 修に要する工 事費又は工事 請負費 診察室、技工 室、エックス線 室、事務室、待 合室、便所、玄 関、廊下、暖冷 房、附属設備 等
(30) 非常用自家 発電設備及び	非常用自家発電設備 1 <u>医療機関</u> 当たり	(略)	(30) 非常用自家 発電設備及び	非常用自家発電設備 1 <u>か所</u> 当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
給水設備整備 事業	<u>174,094</u> 千円		給水設備整備 事業	<u>161,049</u> 千円	
	受水槽 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>160,434</u> 千円	(略)		受水槽 1 <u>か所</u> 当たり <u>148,413</u> 千円	(略)
	給水設備 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>75,443</u> 千円	(略)		給水設備 1 <u>か所</u> 当たり <u>69,790</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>34,791</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 <u>か所</u> 当たり <u>32,184</u> 千円	(略)
(31) 医療施設浸 水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または 基準水位以上への移設が必要と認め られるもの 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>49,130</u> 千円	(略)	(31) 医療施設浸 水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または 基準水位以上への移設が必要と認め られるもの 1 <u>施設</u> 当たり <u>45,449</u> 千円	(略)
	(2) 電源設備の想定浸水深または基 準水位以上への移設が必要と認めら れるもの 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>38,769</u> 千円	(略)		(2) 電源設備の想定浸水深または基 準水位以上への移設が必要と認めら れるもの 1 <u>施設</u> 当たり <u>35,864</u> 千円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>466</u> 千円	(略)		(3) 止水板の設置が必要と認められるもの 1 <u>施設</u> 当たり <u>431</u> 千円	(略)
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 <u>医療機関</u> 当たり <u>26,894</u> 千円	(略)		(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 <u>施設</u> 当たり <u>24,879</u> 千円	(略)

(注) 1～3 (略)

(注) 1～3 (略)

別表3 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>208,200</u>
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>180,900</u>
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>208,200</u>

別表3 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>192,600</u>
(7) 小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>167,300</u>
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>192,600</u>

別 紙

改正後				現行			
<u>(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業</u>				<u>(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業</u>			
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
(5) 救命救急センター施設整備事業				(5) 救命救急センター施設整備事業			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業				(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業			
(8) 小児集中治療室施設整備事業				(8) 小児集中治療室施設整備事業			
(26) 医療機器管理室施設整備事業				(26) 医療機器管理室施設整備事業			
(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>	(9) 小児医療施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>244,600</u>
(11) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	<u>230,500</u>	(11) 地域療育支援施設施設整備事業		ブロック	<u>213,200</u>
(12) 共同利用施設施設	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	(12) 共同利用施設施設	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>

別 紙

改正後				現行			
整備事業 (21) 特定地域病院施設 整備事業		ブロック	<u>258,000</u>	整備事業 (21) 特定地域病院施設 整備事業		ブロック	<u>238,700</u>
(10) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリ ート	<u>264,400</u>	(10) 周産期医療施設 施設整備事業		鉄筋コンクリ ート	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>230,500</u>			ブロック	<u>213,200</u>
(13) 医療施設近代化施 設整備事業	病院	鉄筋コンクリ ート	<u>264,400</u>	(13) 医療施設近代化施 設整備事業	病院	鉄筋コンクリ ート	<u>244,600</u>
		ブロック	<u>230,500</u>			ブロック	<u>213,200</u>
	診療所 (一般地 区)	鉄筋コンクリ ート	<u>198,000</u>	診療所 (一般地 区)	鉄筋コンクリ ート	<u>183,200</u>	
		ブロック	<u>172,200</u>		ブロック	<u>159,300</u>	
		木造	<u>198,000</u>		木造	<u>183,200</u>	
	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>212,200</u>	診療所 (離島、豪雪 地区)	鉄筋コンクリ ート	<u>196,300</u>	
		ブロック	<u>185,000</u>		ブロック	<u>171,100</u>	
		木造	<u>212,200</u>		木造	<u>196,300</u>	

別 紙

改正後				現行			
(17) 腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>626,700</u>	(17) 腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>579,700</u>
(19) 肝移植施設施設整備事業				(19) 肝移植施設施設整備事業			
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>	(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>273,000</u>
		ブロック	<u>258,000</u>			ブロック	<u>238,700</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>243,300</u>	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>225,100</u>	
		ブロック	<u>212,500</u>		ブロック	<u>196,600</u>	
(注) 1、2 (略) 別表4～8 (略) (交付の条件) 9 (1)～(3) (略) (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、 <u>速やかに</u> 厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 (5)～(9) (略)				(注) 1、2 (略) 別表4～8 (略) (交付の条件) 9 (1)～(3) (略) (4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。 (5)～(9) (略)			

別 紙

改正後	現行
10～17 (略) 第 1 号様式～第 8 号様式 (略)	10～17 (略) 第 1 号様式～第 8 号様式 (略)